

内閣府独立行政法人評価委員会  
国民生活センター分科会  
第34回議事録

消費者庁地方協力課

第34回内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会  
議事次第

日時：平成25年2月12日（火）14:00～15:09

場所：消費者庁61会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 第3期中期目標（案）について
- (2) (独)国民生活センター積立金の国庫納付の延期について
- (3) その他

3. 閉 会

○山本分科会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「内閣府独立行政法人評価委員会第34回国民生活センター分科会」を開催いたします。

まず、本日の分科会は内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しておることを確認させていただきます。

続きまして、事務局から本日の配付資料について説明をお願いします。

○和智永課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上の議事次第の下に、「独立行政法人国民生活センター次期中期目標（案）の概要」というのが資料1として1枚紙でございます。

資料2、「独立行政法人国民生活センター次期中期目標（案）」の本文がございます。

資料3、独立行政法人国民生活センター第2期中期目標、第3期中期目標（案）の比較表がございます。

資料4、「今期中期目標期間終了時における国民生活センター積立金の国庫納付の延期について」というのがございます。

資料5、内閣府独立行政法人評価委員会及び分科会の開催予定（案）がございます。

参考資料1、「独立行政法人国民生活センターの事務・事業及び組織形態についての意見」というのが1枚紙でございます。

参考資料2、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」というのがございます。

参考資料3、「独立行政法人国民生活センターの主要な事務及び事業の改廃に関する見直し案」というのがございます。

こちらからお配りしている資料は以上でございます。

不足等ございましたら、お申しつけください。

○山本分科会長 それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題となっております「第3期中期目標（案）について」ですが、独立行政法人通則法第29条におきまして、主務大臣は中期目標を定め、独立行政法人に指示するとともに、公表をしなければならず、中期目標を定めようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

この意見聴取につきまして、内閣府の独立行政法人評価委員会の議決事項となっているわけですが、従来からの委員会のプラクティスにしたがいまして、分科会においてまず原案の審議をしまして、その審議結果をいわゆる親委員会のほうに報告するという段取りで今回の意見を取りまとめたいというふうに思いますので、本日はその原案の審議をよろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村松課長 それでは、新中期目標（案）の原案の御説明の前に、現在の国民生活センターの在り方の状況につきまして、まず御報告したいと思います。

国センにつきましては、来年1月を目途に消費者庁に移行するとされておりましたけれども、先般、森大臣からの方針によりまして、25年度につきましては国に移行しないということで、26

年度以降につきましては、消費者行政全体の在り方を検討する中で、国民生活センターの機能の維持・充実を図る観点から、あらゆる選択肢を排除せずに引き続き検討することとなっております。

この点をまず御報告したいと思います。

以上を踏まえまして、これまでで独法評価委員会からの御意見、政策評価独法評価委員会からの勧告の方向性等を踏まえまして、私どものほうで第3期中期目標の原案を作りましたので、御説明したいと思います。

資料1が概要で、資料2が本体でございますけれども、説明のほうは資料3を使いまして第2期、現在の中期目標との差異を中心に御説明したいと思います。

資料3をご覧くださいいただければと思います。

まず前文でございます。まず第一段落でございますけれども、「重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的としており」ということで、こちらは平成20年のセンター法の改正で追加された目的につきまして、前文のほうにつけ加えているところでございます。

前文の3段落目、4段落目でございますけれども、こちらは、近年の状況を踏まえまして国センに求められます役割を追加しているところでございます。「消費者と事業者との情報の質・量及び交渉力に関する格差を縮小し、消費者被害の防止を図るため、センターは、消費者庁との緊密な連携の下、国民生活に関する様々な情報の収集・提供等を行うことが必要とされている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、これまで以上に国民の安全・安心に対する関心が高まっている。さらに、平成24年10月には、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会が設置された。これらを受けて、センターは、消費者庁との連携を強化し、商品テスト等を通じて、生命又は身体分野の消費者安全の確保に寄与することが期待される」ということで、役割を追加しております。

「他方」のところでございますが、こちらにつきましては、「センターを含めた独立行政法人は、厳しい財政状況の中、事業の一層の効率化を図ることで、限られた予算の中で質の高い行政サービスを提供することが求められている」ということで、他の独法と同様に、効率化とサービスの向上充実を求められるという点を書いてございます。

以上を踏まえまして、「したがって、センターが、平成25年4月からの中期目標期間中に、引き続き国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、消費者問題に関する中核的な実施機関として、その機能の維持・強化が求められていることを踏まえ、効率的かつ効果的に質の高い行政サービスを提供していくため、この目標を設定する」ということで、前文のほうをまとめていただいております。

次に、中身のほうでございます。まず「中期目標の期間」でございますが、25年度からの5年間としたいと考えております。

2番、業務の効率化でございます。

まず（１）一般管理費と業務経費につきましては、従来どおりの効率化を図ることとしたいと思っております。

一般管理費については毎年度３％以上の削減、業務経費については毎年度１％の効率化でございます。

なお書きでございますが、「激変緩和措置を設けた上で平成24年度に廃止した借上宿舍制度については、平成25年９月末までに激変緩和措置を終了し、必要に応じて住宅手当を支給する制度に全面的に移行する」ということで、国と同様、独法でも廃止を求められております借上宿舍制度につきましては、国センにおきましては、今年度中に廃止を予定しているところでございます。

その際、半年間の猶予を定めておりますので、その点を明記しているところでございます。

（２）総人件費につきましては、「政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこととし、更なる業務の効率化や、相談業務等への重点配置などの人員配置の適正化を図りつつ、非常勤職員を真に必要な業務に限定するなど、必要な取組を実施する」ということで、平成22年の閣議決定、独法の事務事業の見直しの基本方針、独法評価委員会からの御意見を踏まえまして、このような記載としてございます。

それから、「また」以下でございますが、「PIO-NETの刷新に伴う効率化による総人件費の更なる削減について検討を行い、平成27年度の年度計画に具体的な削減に係る措置を記載する」ということで、27年のPIO-NETの刷新に伴いまして、体制の効率化も図られることから、それに伴う総人件費削減についても、きちんと対処するように求めているところでございます。

（３）「給与水準」でございますが、こちら平成22年度閣議決定を踏まえまして、「国民の理解と納得が得られるよう、地域・学歴勘案のラスパイレス指数を100.0とするほか、組織の活性化等が図られるよう、年功による昇給が強調されている現行の給与体系を、国家公務員の給与体系や標準的な民間企業の給与体系も勘案しつつ、昇格・昇給体系も含めて見直しを行う。なお、給与水準の適正化に当たっては、その取組状況や検証結果について公表する。

また、国家公務員の給与見直しが行われた際は、その動向を見つつ、必要な措置を講じる」としているところでございます。

（４）の「契約」につきましては、引き続き適正化を行いますけれども、③の部分を追加してございます。「契約に係る情報の公開を引き続き推進すること」ということでございまして、22年度閣議決定を踏まえて、③を追加しているところでございます。

（５）の「保有資産の有効活用」でございますが、①相模原事務所につきましては、「研修施設の活用方法等を含め、事務所の在り方について検討する」ということで、廃止しました研修施設の活用も含めて検討をするということにしてございます。

②東京事務所につきましては、「遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在する国民生活センター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する」ということで、合築されております品川税務署と同様に移転するということをこちらで書いてございます。

③「相模原事務所の在り方の検討及び東京事務所の国庫納付に当たっては、消費者行政の枠組みにおける他機関の実施するテスト等を含めた商品テストの今後の在り方に関する検討も踏ま

えつつ、最も効率的・効果的に業務運営を行うことができる体制となるよう検討を行う」ということで、こちらは政独委からの勧告の方向性を踏まえまして、商品テストの在り方の検討も踏まえて見直すということに記載してございます。

(6) 「自己収入の拡大・経費の節減」でございますが、「出版物の販売、研修受講料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。また、研修事業について、地方公共団体との共催を図るなど経費を削減する」ことで、こちらも22年の閣議決定を踏まえて自己収入の拡大等を求めているところでございます。

3番目からがサービス、業務の質の向上の事項でございます。

まず、(1) ①「PIO-NETの刷新」でございます。

「PIO-NETについて、PIO-NET刷新に関する検討会中間報告を踏まえ、相談現場において『記録する道具』から『消費生活相談を受けながら相談処理に役立つ道具』へ転換するため、平成27年3月末までに業務改善及びシステム改修を行う」ということで、PIO-NETの次期刷新について記載してございます。

それから「なお」ということで「刷新に当たり、消費者庁とともに、地方公共団体等の理解と協力を得て、入力項目の削減を実施し、仮登録の仕組みを導入することに加え、相談受付後における登録を再度徹底することなどにより、刷新後における相談受付からPIO-NETに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮することを目指す（センターが自ら受け付けた相談については、平均5日以内に短縮する。）。

また、キーワードの大幅な整理を行った上で、逆引き辞書を作成するとともに、マニュアルの全面的な見直しを行う」ということです。

このなお書きにつきましては、政独委からの勧告の方向性におきまして、登録期間の短縮、中期目標における数値目標の設定が求められておりますので、その方向性を踏まえまして、現在、32.4日の登録期間を平均10日以内にするということを掲げるとともに、短縮の方法としましては、仮登録の導入等をこちらのほうでうたっておるところでございます。

②「早期警戒指標」、③「事故情報データベース」につきましては、今期中に整備されましたので、活用ということで、さらなる情報提供や有効活用を図るということに記載してございます。

④「調査研究」でございますが、消費者問題の国際化の進展に対処するために、国際的な面での情報収集を追加してございます。

「国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、海外の消費者行政の動向について、情報収集を行い、広く国民に情報提供する」ということで、国際面での調査研究の充実も求めているところでございます。

(2) 「国民への情報提供」でございますが、①「報道機関等を通じた情報提供」は、引き続き機動的な記者説明会の開催等を求めています。

②ホームページ等による情報提供でございます。こちらは、独法評価委員会から御指摘いただきました点を踏まえまして、「特に消費者トラブルメール箱については、寄せられた情報を積極的に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすく提供する」としてございま

す。

「また、消費者問題に関する専門情報誌である『国民生活』をホームページに掲載するなど、広く国民に周知する」としてございます。

(3) 「苦情相談」でございます。

①「苦情相談」でございますけれども、「専門分野に特化した相談員・職員の配置や、弁護士・専門技術者等専門家の活用により消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図るとともに、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談対応を積極的に行い、その対応から得られる知見を消費生活センター等へ周知する。また、平日バックアップ相談及び土日祝日相談等を実施し、あっせんを積極的に行う」ということで、こちらでは経営相談を初め、国センが担当しております相談業務について、その役割をきちんと果たすよう記載しているところでございます。

②「個人情報に関する苦情相談」でございますが、「『個人情報の保護に関する基本方針』に基づき、苦情相談機能を発揮し、また、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、対応事例集等を作成すること等により、各種相談機関における個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする」ということで、個人情報の保護に関する基本方針で求められております国センの役割を記述してございます。

(4) ADRの部分でございますが、「申請から4か月以内に手続を終了するよう努める」ということで、センター法施行規則の内容を中期目標でも明記して求めているところでございます。

(5) ①「消費者庁等への情報提供」でございます。

「消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案や生命身体事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ」ということで、「消費者庁との情報共有をより緊密に行う。また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する」ということで、現在、国センに求められております情報提供の役割を明記しているところでございます。

②～④は、字句の修正等だけでございます。

⑤「適格消費者団体におけるPIO-NETの利用について、関係者との調整を踏まえ、具体化を進めるほか、消費者団体への情報提供を積極的に行う」ということで、課題となっております適格消費者団体へのPIO-NETの配備について対応するとともに、幅広く消費者団体への情報提供を行うことを求めているところでございます。

(6) 「関係行政機関等に対する改善要望」でございますが、「消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う」ということで、関係行政機関に対する改善要望は、地方支援、国民への注意喚起と並ぶ国センの重要な機能でございますので、中期目標でもきちんと記載しているところでございます。

(7) 「研修」でございますけれども、こちらにつきましては、「地方公共団体のニーズに積極的に応じ、その充実を図る」ということと、「地方都市においても実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進する」ということで、地方のニーズ、それから相談員さん

等の利便性に鑑みまして、このような記述を追加しているところでございます。

「さらに、消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施について検討を行う」ということで、各府省の職員につきましても、消費者行政の研修の必要性が出ていることから、その検討をまず行っていきたいということで記載しているところでございます。

②「相談員資格認定制度」、③「市場化テスト」につきましては、従来どおり引き続き実施をお願いしているところでございます。

(8)「商品テスト」でございますけれども、「具体的には、注意喚起のための商品テストを積極的に実施するとともに、自治体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応する」ということで、こちらについては、注意喚起のためのテスト、いわゆるテストⅡを積極的に実施するとともに、相談解決のためのテスト、いわゆるテストⅠについては引き続き全数対応することを求めているところでございます。

さらに、「また、消費者安全法の改正を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のために、消費者庁からの求めに応じ必要な協力を行う」ということで、事故調への協力を追記しているところでございます。

②「商品テストの実施機関情報の収集・提供」でございますけれども、こちらは「新たにデータベースを構築するなどにより」ということで、例示を挙げまして地方公共団体等への積極提供につきまして追記しているところでございます。

(9)(10)が新たな項目としての追加でございますけれども、(9)が「震災からの復興に向けた取組」でございます。こちらにつきましては、①ホームページ等での情報提供、②相談員などに対する研修での講義の実施、③放射性物質の検査についての自治体の支援ということ、国センとしても、震災復興に向けた取り組みをするように記載しているところでございます。

(10)「消費者教育の推進」ということで、こちらは昨年施行されました消費者教育推進法を踏まえまして、同法において国民生活センターの役割とされている部分につきまして、きちんと行うよう①～④の役割について記載させていただいているところでございます。

(11)「地方公共団体に対する支援」ということで、これまでの事項以外の地方支援の項目でございます。

①「巡回訪問」でございますが、「相談体制の強化のため、市町村の消費生活相談窓口における経験の浅い相談員に対する消費生活相談専門家の巡回訪問について、都道府県が主体となって引き続き実施できるよう、都道府県と連携を図り、『巡回訪問事業』の質の向上及び円滑な運営に対する支援を行う」ということで、巡回訪問の引き続きの支援を記載してございます。

②「PIO-NETの追加配備」でございますが、「地方公共団体からの要望を踏まえ、PIO-NETの追加配備を適切に実施する」ということで、地方のニーズに応じて端末の配備をしっかりとるように記載しているところでございます。

(12)「中核機関としての役割の強化」ということで、今後の在り方の検討結果等を踏まえ、適切に対応するということが記載してございます。

5. 「その他の業務運営に関する重要事項」でございます。

(1) 「消費者問題に関する更なる専門性の醸成」でございますが、「地方自治体との人事交流や消費者団体での実務体験などを通じ、センター職員に多方面の業務を経験させることにより、職員の専門性の更なる向上を図る」ということで、一層の専門性の醸成を求めているところでございます。

(2) 「情報セキュリティ対策」でございますが、「政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る」ということで、情報セキュリティ2012等を踏まえまして、セキュリティ対策の向上を図ることを求めています。

(3) 「事業の審査及び評価」でございますが、「各事業の審査及び評価について、外部評価の仕組みについて検討し、導入する」ということで、外部評価の導入を求めています。

(4) 「国際協力」でございます。「海外からの研修生の受け入れや海外への講師派遣等の要請に積極的に対応する」ということで、消費者行政の国際化の進展を踏まえまして、国際協力もきちんと行うよう求めたいと思っております。

(5) 「内部統制の充実・強化」でございます。

「内部統制について、総務省『独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会』報告書や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を参考にしつつ、さらに充実・強化を図る」ということで、政独委からいただきました勧告の方向性を踏まえまして、内部統制の充実について追記をしているところでございます。

以上が現在考えております次期中期目標の原案でございます。

よろしくお願いたします。

○山本分科会長 それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

大河内委員、お願いたします。

○大河内委員 保有資産の有効活用のところで、相模原の事務所について文言が変わっているのですけれども、中期目標の間、在り方について検討するということなののでしょうか。その前の文言だと有効活用なのでわかりやすいのですけれども、ちょっと意味がわからないので。

○山本分科会長 ではちょっと御説明をお願いいたします。

○和智永課長補佐 相模原事務所につきましては、研修施設として廃止をするという22年の閣議決定がありまして、それを踏まえて活用方法等を含め、事務所の在り方について検討するという表現に変えさせていただいております。現行の中期目標ですと、「行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図る」とあるのですが、閣議決定で研修施設について廃止ということが決定されたものですから、それを踏まえて文言を修正させていただいております。

○大河内委員 研修施設としては今は使っていないですね。それをどうしようかということで目標が立てられているということですか。

○和智永課長補佐 左様でございます。事務所の在り方全般についてどうするかと。

○大河内委員 わかりました。

○山本分科会長 まだいろいろな選択肢があるし、それこそ国民生活センターが1年以内にどうなるかわからないということなので、今、具体的なことが書きにくいといえますか、それも踏まえて検討を行うということになっているわけですが、それは前提として、もう研修施設としては使わないのですね。それで東京事務所のほうもどこか別を探さなければいけないということだと、イメージ的にはどうなのですか。東京のほうにどこかよいところを手当てしてというような意味なのですか。国センが国に移行しないとなった場合に、東京のほうにどこか適地を見出したい、相模原のほうは戻すというようなイメージなのか、それともその程度のイメージもないというか、全く白紙というような感じで、今、内々の検討をされているのでしょうか。機微に触れる部分は別に無理にとは申しませんが、ちょっと説明していただけますか。

○和智永課長補佐 現在、相模原事務所の活用につきまして、内々で検討を進めているところでございまして、その中においては、相模原事務所を国庫納付するという選択肢も含めて、ほかにも利活用ができないかということも、今、検討しているところでございます。

○村松課長 補足しますと、今の国庫納付といえますのは、相模原事務所のうち、使っていない研修施設について国庫納付を検討するというところでございまして、全体という意味ではございません。

○山本分科会長 なるほど。国センが残る限りは相模原の研修施設以外の部分は国庫納付せず残ると。

○村松課長 商品テストをどうするかということも出てきますので、まず研修施設についての活用もしくは国庫納付について検討しているところでございます。

○山本分科会長 なるほど。わかりました。

ほかに、本件についても、あるいは他の事項についても結構ですので、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

○大河内委員 すみません。ではもう一つ。

○山本分科会長 どうぞ、大河内委員。

○大河内委員 7ページの一番下の「適格消費者団体におけるPIO-NETの利用」のところなのですけれども、適格消費者団体の下のただの消費者団体、これは適格でない普通の消費者団体へも情報提供を積極的に行うという意味に解釈してよろしいのですか。ここまで踏み込んで書かれてもいいと。

○村松課長 ここの部分、2つの中身が一文にまとめてございまして、前者のほうは適格消費者団体にPIO-NETの端末の配備という点について書いてございまして、具体化を進めるという点でございまして。

消費者団体につきましては、広く消費者関係の情報提供を積極的に行うということで、こちらは特にPIO-NETということではなくて、一般的な情報提供ということで書いてございます。

○山本分科会長 ほかにございましてでしょうか。

では伊集院分科会長代理、どうぞ。

○伊集院分科会長代理 先ほどの相模原事務所の研修のことに関連して、研修ということで伺い

たいのですが、8ページの今後の研修の在りようとして、地方都市においても実施し、遠隔研修も進めると、研修の在りようが変わっていくということだと思いますけれども、さらに国家公務員向けの研修は非常に、今後、独法がどういうふうになっていくかに伴って、いろいろ職員の異動とか、職員の今後の在り方を考えたときに、非常に国家公務員の研修というのは大切だというふうに思うのです。そこのあたりは検討を行うのですが、何か具体性みたいなものは考えていらっしゃいますでしょうか。そういうことがうまく実施できる方向性があるのか伺えますでしょうか。

○山本分科会長 お願いします。

○村松課長 まずは、ニーズも含めて検討をぜひしてもらえればというふうに考えておきまして、委員の御指摘のとおり、国家公務員についても消費者問題の勉強というのは大事なのですが、まだ各省庁のニーズ等も把握しているところでございますので、そういうところも含めまして始めてもらえればというふうに考えております。

○伊集院分科会長代理 わかりました。

○山本分科会長 これは、現在、特に先行的に何かやっているとかということではなくて、全くの新規の目標ということになりますか。

○村松課長 そうなります。

○山本分科会長 あくまで今回の審議は、現行の独法の体制を前提とした上で、5年間の第3期中期目標を掲げるということですので、前提が変わってくれば、事業をどういうふうに整理していくかという話が出てくるとは思います。とりあえず今の法律の範囲で中期目標を大臣が設定されるのに当たって、私たちの意見を聞かれているということでもあります。

ほかに、御質問、御意見ございますでしょうか。

PIO-NETの刷新について、逆引き辞書というのはどういうメリットがあるのですか。何か逆から引くと、いろいろな入力なり情報の登録の短縮とはまた別の意味で、メリットがあるということでこういった目標が掲げられていると思いますが、利用者にとって、逆引きにすると、こんな利用の仕方があるのだとか、委員の皆さんは御存じの方が多いかもかもしれませんが、なるべくイメージを持っていただけるようなメリットを御説明いただけますでしょうか。

○和智永課長補佐 これまでキーワードを入力するのに、一つ一つマニュアルを見ながら調べて入力する必要があったのですが、逆引き辞書を使うことによって、幾つかの候補が自動的に出まして、それを選びながら入力していけるということで、入力負担の軽減というのが図られるという趣旨でございます。

○山本分科会長 なるほど。キーワードというのは相談員さんたちが登録とか入力するときに、どういうキーワードがいいかということですね。

○和智永課長補佐 左様でございます。

○山本分科会長 その際に相談員さんたちが活用できる適切なキーワードをよりスピーディーに効率よく選択できるような取り組みとして掲げられているということですね。わかりました。

ほかにございますか。

特にございませんでしょうか。

そうしましたら、幾つか御質問は出されました。研修施設の点、公務員研修の点、逆引き辞書の点などの幾つかの質問は出されましたけれども、中期目標について分科会として、文言修正の御意見はないものというふうに理解いたしますので、当分科会としては意見なしというか、了承したというふうな取りまとめをしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。では、そのような形で取りまとめさせていただきます。

センターにおかれては、これがもし取りまとめられますと、これから中期計画、年次計画を策定して実施していただくことになります。

部分的には相当アンビシャスな目標も掲げられておりますし、さらなる効率化も同時に求められるということで、大変尽力が求められますけれども、ひとつお取り組みのほうをよろしく願いたいと思います。

それでは、最初の審議事項については、以上の集約とさせていただきます。

次の議題に移ります。

国民生活センター積立金の国庫納付の延期につきましてお諮り申し上げます。

まず、事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

○村松課長 資料4をごらんください。

国民生活センターの現在の中期目標期間が今年度末で終了し、中期目標期間末に16億円の積立金が発生いたしますけれども、そのうちの9億円につきまして、必要性がございまして国庫納付の延期をしたいと考えている点につきまして、御説明したいと思います。

まず、1番目が延期の必要性でございますけれども、「国民生活センターの国への移行について」ということでございます。

先ほど御説明しましたとおり、国への移行につきましては、森大臣のほうから25年度中は移行しないこととし、在り方については、国へ移行するという選択肢も含めて、あらゆる選択肢を排除せず検討するという方針とされているところでございます。

したがって、次の中期目標期間中に国へ移行されるということを前提とした場合、移行に伴う費用、すなわち解散・清算処理に必要な財源でございますが、この確保が引き続き必要となっております。この費用につきましては、具体的な金額を現時点で確定させることはできないため、十分に大きな金額の準備が必要でございます。

具体例でございますが、例えば国へ移行する場合、移行時に国家公務員としての採用を求めず、独立行政法人の職員として退職金を受領して退職する職員が出る可能性がございます。もともと退職間近の職員で、独法職員であるうちに退職した方が退職金の金額が大きくなるケース等が考えられます。現時点では、こうした職員が実際どれほど出るかを見通すことは不可能ということでございます。このほかにも、契約処理など不測の事態に対応するため、相当程度の資金の保有が必要という点が必要性でございます。

2番目の積立金の繰越しの現在のルールでございますが、独立行政法人の積立金の次期中期目標期間への繰越しにつきましては、平成18年6月に総務省行政管理局が定めました「次期中期目

標期間への積立金の繰越しについて」におきまして一般的な考え方が示されているところでございます。こちらは別紙のほうにつけているのがその内容でございます。

これによりますと、経営努力が認定された目的積立金ですとか研究資金など、合理的な理由がある場合に限り繰り越すことができるという一般的な考え方が示されているところでございます。

本件のような中期目標期間中に国への移行による独立行政法人の解散・清算処理を行う場合につきましては、上記で示された例示ではございませんけれども、国への移行のために必要となる可能性のある経費をバッファー資金として確保するために、所定の手続きを経まして24年度末の国庫返納を解散時まで延期しまして、清算処理時に一括して清算するということは、例示の場合と同様、合理的な理由があるというふうと考えられるところでございます。

以上を踏まえまして、「対応案」ということでございますけれども、以上により、国民生活センターの積立金については、次期中期目標期間における国への移行に伴う解散・清算処理に必要なバッファー資金を確保するため、中期目標期間終了時の積立金の国庫納付を延期することとし、センター法第43条の規定に基づき、次期中期目標期間に繰り越すこととしたいと考えております。

なお、繰り越す部分でございますけれども、16億円の基金が年度末に発生しますけれども、そのうちの23年10月の行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会ワーキンググループ中間報告におきましては、16億のうち、平成20年度補正予算に由来する運営費交付金につきましては中期目標期間終了時に国庫返納すると既に当庁が回答してございますので、7億円については今年度国庫納付することとしまして、それ以外の約9億円について、国庫納付を延期してバッファー資金として活用したいと考えております。

4. で繰り越す場合の手続きのほうが書いてございますけれども、独立行政法人が運営費交付金を受領したときには、「独立行政法人会計基準」第81の規定に基づきまして、運営費交付金債務として整理し、同債務は中期目標期間の最後の事業年度の期末処理において全額収益に振り替えられます。それで同基準第95の規定に基づきまして、未処分利益は積立金として整理されるとされております。

一方で、積立金の処理でございますけれども、センター法第43条の規定に基づきまして、中期目標期間の最後の事業年度に係る積立金があるときは、内閣総理大臣の承認を受けた金額を次の中期目標の期間に係る中期計画に定めるところによりまして、国民生活センターの業務の財源に充てられるとされているところでございます。

この場合、あらかじめ独立行政法人評価委員会の御意見をお聞きするとともに、財務大臣に協議が必要とされているところでございまして、本日、お諮りしているところでございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ということでございまして、いろいろ込み入っておりますけれども、私たちの今日の審議としましては、9億円については国庫納付を解散時まで延期するという処理をすることについて内閣総理大臣の承認を得る必要があり、そのときには、独立行政法人評価委員会に意見を聞くという

ことで、先ほどと同じであります、その前駆としての審議をこの分科会にお願いしたいということでございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いたします。

長岡委員、どうぞお願いします。

○長岡委員 今の段階では、国へ移行するかどうかというのがまだわからない状況ですけれども、仮に9億円を返納してしまったとして、今度国へ移行する際に、退職金等の経費がかかった場合には、資金がなかったとして新たにその分を要求することはできないのですか。

○山本分科会長 この点いかがでしょうか。

○村松課長 その場合は要求が必要でございますけれども、かなり厳しい当初予算等の中では、その点は要求はできるにしても、いただくことは難しい場合が多いかと思っております。

○長岡委員 積立金を繰り越す場合には、「中期計画に定めるところにより」とあるのですけれども、結局、中期計画の中に国への移行というものはないわけですね。そうすると、繰り越す金額の算定の根拠というのは、どうやって計算するのか。仮に全員が退職した場合に幾らになるかとか、ある程度の見積もりというのは出していないと、9億円が単に余っただけの金額で、それが経費の清算とは関連性がないような気がするのです。

○山本分科会長 いかがですか。先ほどそれは具体的金額を現時点で確定することはできないということですが、一定のシミュレーション的な数字があるべきではないかという御質問だと思いますがいかがでしょうか。

○村松課長 資料4のほうにもございますとおり、大きく退職金ですとか、契約関係で国に移行する場合には契約を継続できないので違約金ということが発生することもございますので、現時点ではそれについて積算することはなかなか難しいところでございますので、こちらにございますように相当程度の資金の保有ということが必要かと考えております。

この点につきましては、清算時に処理ということになりますので、その場合に最後に余った分についてはお返しすることになりますので、そこにございますように、ある程度不確定的な用途につきまして国庫納付の延期ということに対処するというところで考えているところでございます。

○長岡委員 そうすると、もし移行しない場合は、9億円はそのまま返納するという形になるのですか。ほかのことに使ったりだとか。

○村松課長 移行しないとなった場合、その時点での延期した積立金については国庫返納という形になろうかと思っております。

○長岡委員 わかりました。ありがとうございました。

○山本分科会長 9億円そのままではなく、そのときに残っているお金を返納する。

○村松課長 そうでございます。

○山本分科会長 ですから、現在の段階では、これを完全に、具体的にどういうことが起こるか、どの程度かかるかというようなことについて見通すことができないけれども、十分に大きな金額

ということで、7億円については補正予算由来の資金ですすでに返納をお約束しているの、残りの9億円をあり得べき解散時まで延期するという御提案になります。ただ、業務の財源に充てることできるということも最後に述べられておまして、その辺を含めての計画になっているということかと思えます。

ほかに何か御質問、御意見ございますか。

大河内委員。

○大河内委員 移行することが前提で動いていらしたと思うのですけれども、移行するときに一旦退職金を全部払って国のほうに行くということではなかったわけなのでしょうか。

そうすると、既に準備ができていなかったのはなぜだろうと思うのです。

○山本分科会長 どうぞ。

○村松課長 想定しておりますのは、一旦移行した場合に全員に退職金を払ってということではなくて、その方がその時点で国センをやめるか、もしくは移行した上で国家公務員をやめるという時点で退職手当は払われることになるということ想定しておりますので、こちらで書いておりますのは、退職間近の方が国に移行した後よりも国センのうちのほうが退職金が多いということになった場合には、退職間近な方々がやめる可能性があるということ等が考えられるということで、その分の必要性があると考えているところでございます。

制度としては、国へ移行する場合に一旦、その時点で国センの退職金をもらうということではございません。

○大河内委員 独法になったときに役員の方の退職金が払われたような記憶があったので、別にこのことに反対するわけではないのですけれども、とてもわかりにくくて、いろいろな方の理解を得るにはもう少し説明が必要かなというふうに思いますが、これでいいのでしょうか。

○山本分科会長 この文章を見る限りは明らかに、そのまま国に移行した場合には一旦退職金を払ってということではないことを前提として書かれているということです。

それはよろしいのですね。どこまで移行の際の職員の処遇のところまで固まっているのか、私たちはずっと独法の評価にはかかわっていますけれども、あくまでも業績評価、目標の審議でありますので、独法の国への移行自体については、ほかのいろいろな有識者会議とかタスクフォース等で議論されておったことでもありますので、私たちの管轄外ということで、その辺までは余り今まで議論してこなかったところですが、それはそういうやり方であるということは大体了解がとれているという前提で私たちは検討してよろしいわけですね。

○村松課長 退職金の二重取りみたいなことでは全くございません。

○山本分科会長 今、大河内委員が言ったのは、今はそうっていないかもしれないが、初期の段階で国家公務員だった方が国民生活センターの理事長などになられたときに一旦退職金を受けたという話で、その話も議論すると、また話が大きくなるのですけれども、今回のわれわれの審議の中では、課長の説明を前提にして審議してよろしいのではないのでしょうか。年齢にかかわらず、移行される全ての職員の方について一旦退職金を払って、そこからまた一から国家公務員としての退職金を計算するというやり方ではないということで、今回の案が立てられているとい

うことかと思えます。

ほかに御意見ありますか。

大河内委員、透明でないというのは、そうするとどうしたらよろしいですか。

○大河内委員 素人が聞くと、やはり何のことか。これは質問とは別で。

○山本分科会長 確かに、ちょっとわかりにくいところがありますので、私もまだいろいろ細かいところはよく理解しておりません。

ほかに何かそのような意味において御質問等ございますか。

○伊集院分科会長代理 よろしいですか。

○山本分科会長 どうぞ、伊集院分科会長代理。

○伊集院分科会長代理 私も非常にこのあたりのところが曖昧といいましようか、説明をもうちょっと書き込むか、数字が計算しにくい部分であっても予想のある程度の数字が出てくると納得ができるのかなという思いもあるのです。要は9億円でバッファー資金として解散・清算処理という形で賄うということだとすると、きちんと賄えて、あとの残りは、移行した場合にきちんと国に返金できるというようなことが保証されるならば、それはそれで独法の職員の皆様方がよりよいように今後仕事ができるという意味で当然あり得るという対応ができればそれでいいというふうには思うのですが、そのところの担保が果たしてどうなのか。

それと、国のほうでそれだけ必要なものであれば、先ほどの質問がありましたけれども、9億円を仮にここで返金したときに、その後バッファー資金として国のほうから必要だからというふうなことは、違約金とかそういうことも含めて保障されないのかどうか。そのところはどうなのでしょう。よくわからないのです。

○山本分科会長 御質問の保障されるかどうかというのは、どういう意味でしょうか。先ほど9億円を返した場合に、予算要求をしても全額下りるかどうかは、今年度の当初予算の要求への対応などが非常に厳しい結果であったというお答えがあったわけです。ですから、9億円という十分に大きな金額を準備しておく必要があるということでしたが、保障という御質問の意味を少し確認したいのです。

○伊集院分科会長代理 いわゆるバッファー資金が必要であるならば、もし9億円を今回返納したときに、バッファー資金として国の予算というものは後づけでは出ないということですか。その辺はいかがなのでしょう。

○村松課長 国民生活センターを初め、独法の資金は運営費交付金ということで、所管庁からそちらのほうに予算として渡しておりますけれども、結局は消費者庁の当初予算でございますので、現在、各省の予算については厳しいシーリング等、キャップがはめられておりますので、突発的な事象についてはなかなか対処が厳しいということで、特に、消費者庁は全体の規模が90億しかございませんので、そこに9億単位の億単位のプラスアルファが発生した場合は、結局消費者庁の精査で削るしかないということもございますので、そういう点も踏まえて、今中期目標末にこれくらいの積立金があるのであれば、それを使ってくださいということで、財政当局等からも一定の理解をいただいているところでございます。逆に言いますと、当初予算ではなくて基金と

してあるのであれば、独法の資金でございますので、それを使うということが基本的には本来的などころであるというふうには考えられているところだと思います。

あと、どれくらいあればいいのかということなのですが、どれくらいの方が退職するかどうか、どれくらいの違約金が発生するかについては、その時点、移行の仕方等によって変わってくるかと思うのですが、全くの足し算ではあるのですが、大体1人当たり2600万くらいが退職金だとしますと、例えば、多分マックスになると思うのですが、20人が退職した場合には、機械的計算ですが5億2000万という形になりますので、それくらいのは退職金だけでございますけれどもかかってしまう。となりますと、やはり予算が厳しいという点、億単位、それも清算時の資金が必要ということになりますと、今回手元に残っている9億円というものを納付する時期を猶予してもらおうということが一番望ましいというか、適切な在り方ではないかというふうには考えているところでございます。

○山本分科会長 伊集院分科会長代理、よろしいですか。

○伊集院分科会長代理 今のような具体的な数字が仮にでも伺えると、ある程度の計算ができるという部分もありますので。ありがとうございます。

○山本分科会長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

そうしましたら、積立金の国庫納付を延期するという趣旨で繰り越すことにつきまして、ちょっとわかりにくいとか、もうちょっとイメージ的なものであっても数字を出していただきたいという意味での幾つかの御発言がございましたけれども、延期案につきまして、分科会としてはそういうことであれば了承といいますか、意見なしという形で取りまとめるのが適切かと思いますが、そういう取りまとめでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

これは意見ということではなく単なるコメントですけれども、ちゃんと消費者庁あるいは法人のほうでお考えになっていると思いますけれども、今、言ったバッファー資金の点と業務の財源に充てるところがあるということがありますので、余り業務のほうに充ててしまって、足りなくなったなんていうことになると思うので、その辺はしっかりマネージしていただくようよろしくお願いいたしますと思います。

以上をもちまして、本日用意しておりました2つの議題につきましては、審議を終了いたしました。

最後に、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○和智永課長補佐 今後の予定につきまして、御説明させていただきます。

資料5にございますように、次回、第35回内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会につきましては、3月12日火曜日14時から同じフロアにございます消費者庁記者会見室で開催する予定でございます。また、変更となった場合には、御連絡させていただきます。

なお、次回につきましては、本日御審議いただいた中期目標に基づき、国民生活センターにおいて作成されます予定の中期計画案を御審議いただくとともに、平成24年度の年度評価や中期目

標期間の評価表などにつきましても御審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願  
いたします。

以上でございます。

○山本分科会長 以上をもちまして、本日予定された議題は全て終了いたしました。

これをもって、本日の分科会を閉会させていただきます。

御審議に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。